

高松市図書館におけるサピエ図書館サービス及び国会図書館サービス利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市図書館視覚障がい者等用資料利用要綱（以下「要綱」という。）第9条第3項の規定に基づき、視覚障がい者等に対する特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワーク（以下「サピエ」という。）における音声デイジーデータ等を提供するネットワークサービス（以下「サピエ図書館サービス」という。）及び国立国会図書館が提供する視覚障害者等用データ送信サービス（以下「国会図書館サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サピエ図書館サービス及び国会図書館サービスを利用できる者)

第2条 サピエ図書館サービス及び国会図書館サービスを利用できる者は、要綱第3条第1項に規定する、利用登録を行った者（以下「登録者」という。）とする。

(音声デイジーデータ等の個人貸出)

第3条 サピエ図書館サービス及び国会図書館サービスの音声デイジーデータ等の貸出しを希望する登録者は、図書館に事前に電話等で貸出しの申込みを行う。

2 図書館は、サピエ図書館サービス及び国会図書館サービスからダウンロードした音声デイジーデータ等を記録用媒体に複製して貸出すものとする。

(音声デイジーデータ等の貸出点数と貸出期間)

第4条 音声デイジーデータ等の貸出点数及び貸出期間については、要綱第7条の規定を準用する。

(サピエ図書館サービス個人会員登録)

第5条 サピエ図書館サービスに個人会員登録しようとする者は、「サピエ図書館サービス個人会員登録申込書」(別記様式)を館長に提出しなければならない。

(サピエ図書館サービス個人会員登録事項の変更)

第6条 サピエ図書館サービス個人会員（以下「個人会員」という。）の登録事

項に変更が生じた場合には、ただちに図書館へ申出るものとする。

(損害の賠償)

第7条 個人会員としてサピエ図書館サービスの利用により発生した問題の責任は、すべて個人会員本人が負うものとし、図書館は個人会員の利用から生ずるすべての経済的、法的責任を負わないものとする。

(サピエ利用規約の遵守)

第8条 個人会員は、この要綱のほか、サピエ個人会員利用規約に従わなければならない。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。